

つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」(以下「みらいりんぞう」という。)を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用承認申請)

第2条 みらいりんぞうを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、みらいりんぞう使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) つくばみらい市(附属機関を含む。)が業務の目的で使用するとき。
- (2) つくばみらい市内の教育機関等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- (4) その他市長が適当と認めるとき。

(使用の承認)

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、使用を承認したときは、みらいりんぞう使用(変更)承認書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、使用の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、みらいりんぞうの使用を承認しない。

- (1) つくばみらい市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用しておそれのあるとき。
- (3) つくばみらい市の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政党又は宗教団体を公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (6) その他市長がみらいりんぞうの使用について不適當と認めたとき。

(使用料)

第4条 みらいりんぞうの使用料は、無料とする。

(使用期間)

第5条 みらいりんぞうを使用できる期間は、第3条第1項の規定による承認を受けた日からその日以後の最初の3月31日までとする。

(使用の遵守事項)

第6条 第3条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、みらいりんぞうを使用する場合は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された内容のみに使用すること。
- (2) 定められたデザイン(色、形等)を正しく使用し、キャラクターイメージを損なうデザインの改変をしないこと。
- (3) 原則として、「つくばみらい市イメージキャラクター「みらいりんぞう」との

標記を記すこと。

(4) みらいりんぞうの右下に「®」との標記を記すこと。

(承認内容の変更)

第7条 使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、みらいりんぞう使用変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、使用の変更を承認したときは、みらいりんぞう使用(変更)承認書(様式第2号)により使用者に通知するものとする。

(違反等に対する取扱い)

第8条 市長は、使用者が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、当該承認を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により承認を取り消した場合は、みらいりんぞう使用承認取消書(様式第4号)により使用者に通知するものとする。

3 市長は、使用者が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この要綱に違反したときは、その使用の差止めの請求、必要な指示等を行うことができる。

(責任の制限)

第9条 前条の規定による承認の取消し、使用の差止めの請求その他みらいりんぞうの使用に関し使用者が損害を受けた場合であっても、市は一切の責任を負わない。

2 使用者がみらいりんぞうの使用によって、第三者に対して損害又は損失を与えた場合であっても、市は一切の責任を負わない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。